

こつこつ積み立て!でも「あんしん」はど〜んとおまかせ!

リフォーム
資金に!

お子さま・お孫さまの
教育資金に!

大事な老後の
資金に!

しんきん 傷害保険付定期積金 フラット型

青い森あんしん積金

「青い森あんしん積金」は、定期積金に傷害保険が付いた、リスクに備えた貯蓄です。

お取扱期間 平成26年2月3日(月)～平成26年5月30日(金) ※但し、期間中であっても募集総額に達した時点で、取扱いを終了いたします。

年 利 5年／年0.04%(固定金利) 10年／年0.12%(固定金利)

募集金額 1口:1万円以上 ※5,000円単位、
契約累計額お一人様1,500万円まで。

■掛込期間:5年(60回)・10年(120回) ■対象:個人のお客さま ■募集総額:5年／40億円・10年／30億円

死亡保険金のお支払い額が契約期間中一定です。

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、
保険料の負担はございません。保険料は信金中央金庫が負担いたします。

※死亡保険金は契約時の掛金総額と同額になります。

ご質問・ご相談など、お近くの青い森しんきん窓口まで、お気軽にお問い合わせください。



青い森信用金庫

ホームページ <http://www.aioimorishinkin.co.jp/>

しんきん傷害保険付定期積金フラット型「青い森あんしん積金」

しんきん傷害保険付定期積金フラット型「青い森あんしん積金」は貯蓄に傷害保険がセットされた定期積金です。付帯される保険は、信金中央金庫を保険契約者、「青い森あんしん積金」のご契約者を被保険者とする保険契約です。もしもの時の、傷害死亡保険金のお支払い額は契約期間中一定なので、最後まであんしん。もちろん、保険料について、お客様の負担は一切ございません。

定期積金掛込表(ご参考)

単位：円

月々の掛金	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
10,000	120,000	240,000	360,000	480,000	600,000	720,000	840,000	960,000	1,080,000	1,200,000
15,000	180,000	360,000	540,000	720,000	900,000	1,080,000	1,260,000	1,440,000	1,620,000	1,800,000
20,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000	1,440,000	1,680,000	1,920,000	2,160,000	2,400,000
30,000	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000	2,160,000	2,520,000	2,880,000	3,240,000	3,600,000
50,000	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,000,000	3,600,000	4,200,000	4,800,000	5,400,000	6,000,000

商品内容

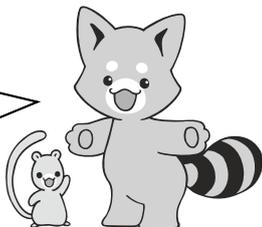
商 品 名	しんきん傷害保険付定期積金フラット型「青い森あんしん積金」
販 売 対 象	個人の方
販 売 期 間	平成26年2月3日(月)～平成26年5月30日(金) ・期間限定商品
契 約 期 間	定期積金契約 5年(60回)・10年(120回)
預 入 額	10,000円以上、5,000円単位(契約累計額お一人様1,500万円まで 複数口座可能)
預 入 方 法	毎月一定額を定められた日に払込みとします。
払 戻 方 法	満期日以降に一括して給付契約金を支払います。
利 息	固定金利。契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	給付補てん金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
付加できる特約事項	普通預金からの自動振替による払込みも可能です。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別途所定の利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

付帯される傷害保険のご説明

保 険 契 約 者	信金中央金庫
被 保 険 者	定期積金契約者本人
引 受 保 険 会 社	引受幹事保険会社：共栄火災海上保険株式会社、引受非幹事保険会社：株式会社損害保険ジャパン
保 険 の 対 象	被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(注)をされ、そのケガが原因で死亡された場合や入院、手術をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。 (病气・後遺障害・通院は補償対象外となりますのでご注意ください。) (注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
お支払いする保険金	【傷害死亡保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に被保険者の法定相続人に保険金をお支払いします。 お支払いする保険金の額は、被保険者カードに記載された掛金総額と同額になります。 【傷害入院保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.05%の金額(傷害入院保険金日額)を保険金としてお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。 【傷害手術保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合・・・傷害入院保険金日額の10倍 ②上記①以外の手術の場合・・・傷害入院保険金日額の5倍 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。
保 険 金 を お 支 払 い 不 可 能 な 主 な 場 合	◎保険契約者や被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失によるケガ ◎けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは戦争、外国の武力行使等によるケガ ◎無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ◎脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは核燃料物質の有害な特性などによるケガ ◎ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ ◎以下の職業に従事中に被ったケガ カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業など ※上記補償内容は引受幹事保険会社の普通保険約款、特約等が改定された場合、改定された日以降の定期積金契約日の応当日から変更となる場合があります。

平成26年2月3日制定

ご質問・ご相談など、お近くの
〈青い森しんきん〉窓口・渉外担当へ
お気軽にお問い合わせください。



- 店 名
- 担当者
- 電 話